

議案第52号

みよし市下水道条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式の開始に伴い、下水道等の使用料の算定方法における端数処理の方法を変更するため必要があるからである。

みよし市下水道条例等の一部を改正する条例

(みよし市下水道条例の一部改正)

第1条 みよし市下水道条例（昭和62年三好町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「毎使用月において」を削り、「10円」を「1円」に改める。

(みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年三好町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎使用月において」を削り、「10円」を「1円」に改める。

(みよし市コミュニティ・プラント設置条例の一部改正)

第3条 みよし市コミュニティ・プラント設置条例（平成9年三好町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「毎使用月において」を削り、「10円」を「1円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のみよし市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和5年11月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、施行日前から継続している排水処理施設の使用で、施行日から令和5年11月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料について準用する。この場合において、同項中「みよし市下水道条例」とあるのは「みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例」と、「公共下水道」とあるのは「排水処理施設」と読み替えるものとする。

4 附則第2項の規定は、施行日前から継続しているコミュニティ・プラントの使用で、施行日から令和5年11月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料について準用する。この場合において、同項中「みよし市下水道条例」とあるのは「みよし市コミュニティ・プラント設置条例」と、「公共下水道」とあるのは「コミュニティ・プラント」と読み替えるものとする。

みよし市下水道条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 使用料の額は、使用者が公共下水道に排除した汚水の量（以下「排水量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>1円</u>未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 使用料の額は、<u>毎使用月において</u>使用者が公共下水道に排除した汚水の量（以下「排水量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>10円</u>未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>

みよし市農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第7条 使用料の額は、使用者が排水処理施設に排除した排水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>1円</u>未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第7条 使用料の額は、<u>毎使用月において</u>使用者が排水処理施設に排除した排水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>10円</u>未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>

みよし市コミュニティ・プラント設置条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第7条 使用料の額は、使用者がコミュニティ・プラントに排除した排水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>1円</u>未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第7条 使用料の額は、<u>毎使用月において</u>使用者がコミュニティ・プラントに排除した排水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、<u>10円</u>未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 略</p>